## 雨水排水技術基準の一部改正(案)の概要

## 1 改正の趣旨

金沢市では金沢市総合治水対策の推進に関する条例により1,000平方メートル以上の開発事業を実施する場合、金沢市と協議し、雨水流出量の増加に見合う雨水の貯留浸透施設の設置等を盛り込んだ雨水排水計画書を提出する必要があります。

頻発する集中豪雨により浸水被害の懸念が高まる中、豪雨災害による浸水被害の軽減を図るため、調整池の放流口(オリフィス)の縮小を目的とする雨水排水技術基準の一部を改正することを予定しています。

## 2 改正の内容

現行の基準における調整池の許容放流量は、開発前の敷地から流出する雨水の<u>ピーク時(5分間)の流出量(m3/秒)</u>としています。これを<u>1時間</u>(60分間)当たりに平準化した流出量(m3/秒)に見直すものです。

これにより、流出量が約4割に縮減され、下流域への更なる雨水流出抑制が可能となります。

なお、今回の改訂による調整池貯留量の変更はありません。

## 3 今後の予定

令和6年11月1日の施行を目指します。